

気象警報が発令された場合の対応について

- 1 神戸市、明石市または居住地に気象警報(大雨、洪水、暴風、大雪のうち一つでも)が発令されている場合、原則として自宅待機とする。
 - (1) 登園日(月曜日等)に警報が発令された場合
 - ① 自宅待機とし、正午までに解除された場合は登園する。
 - ② 正午までに解除になっても、19時までに学園に到着することが困難な場合は、その日は登園しない。
 - ③ 正午の時点で警報が解除になっていない場合、この日は学園休業日とする。
 - (2) 登園日以外の曜日(火曜日等)に登園しようとしていて、その日に警報が発令された場合
 - ① 自宅待機とし、解除後に登園する。
 - ② 19時までに学園に到着することが困難な場合は、その日は登園しない。
 - (3) 帰宅日(木曜日等)に警報が発令された場合
 - ① 原則として学園で待機し、解除後に帰宅させる。
 - ② 帰宅日に宿泊する必要がある場合は、臨時に宿泊を認めることがある。
 - ③ 警報が解除されない場合であっても、家庭からの連絡等により学園生が帰宅する状況が生じた場合は、家庭等と相談の上、帰宅方法を決定する。
③によって帰宅した場合、必ず学園に電話等で連絡する。
 - (4) 上記(3)以外で帰宅の必要があると判断される場合は、家庭と連絡を取って対応する。
- 2 神戸市、明石市または居住地に警報が発令されていなくても、登園の安全確保が難しいと思われる場合は、登園を見合わせる。
- 3 判断に迷う場合は、必要に応じて学園に連絡する。

兵庫県立神出学園

TEL 078-965-1122